

各 位

株式会社 東北銀行

日本政策金融公庫との「危機事象発生における 業務連携に関する覚書」締結について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業務連携の目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

2. 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- (3) 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- (4) 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難※
- (5) 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用※
- (6) その他危機事象発生時に必要となる連携

※当行は岩手県内の全支店、日本政策金融公庫は、盛岡支店、一関支店、八戸支店

3. 締結日

2025年7月16日（水）

以 上